

職 職 — 1 1 3

令和4年6月17日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

各独立行政法人の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「育児休業等の運用について」の一部改正について（通知）

「育児休業等の運用について（平成4年1月17日職福—20）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年10月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる標記部分に傍線を付した別紙で改正後欄にこれに対応する別紙を掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる標記部分に傍線を付した別紙で改正前欄にこれに対応する別紙を掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

第1 総則関係

1～7 (略)

8 規則第3条第3号イ(1)及び(2)並びに第4条第7号の引き続
いて特定官職に採用されるもの
であるかどうかの判断は、その
雇用形態が社会通念上中断され
ていないと認められるかどうか
により行うものとする。

(削る)

第1 総則関係

1～7 (略)

8 規則第3条第3号イ(1)及び
ハ、第3条の3第3号、第3条
の4並びに第4条第8号の「引
き続き採用」されるものである
かどうかの判断は、その雇用形
態が社会通念上中断されていな
いと認められるかどうかにより
行うものとする。

9 規則第4条第5号又は第18
条第6号の育児休業等計画書に
は、次に掲げる事項を記載する
ものとする。なお、その参考例
を示せば、別紙第1のとおりで
ある。

(1) 職員の所属、官職及び氏名
(2) 育児休業又は育児短時間勤
務（以下この項において「育
児休業等」という。）の承認
の請求に係る子の氏名及び生
年月日

(3) 育児休業等をしようとする
期間及び再度の育児休業等
（育児休業法第3条第1項た
だし書に規定する最初の育児

(削る)

9 規則第10条第2項（規則第22条（規則第31条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の養育状況変更届には、次に掲げる事項を記載するものとする。
なお、その参考例を示せば、別紙第1のとおりである。

(1)・(2) (略)

10～12 (略)

第2 育児休業の承認関係

1 (略)

2 育児休業法第3条第1項ただし書の「2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）」については、育児休業法第27条において準用する育児休業法第

休業の次の育児休業を除く。）を請求しようとする期間

10 育児休業等計画書を提出した職員は、その提出後、前項(2)及び(3)に掲げる事項について変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更が生じた事項を届け出るものとする。

11 規則第10条第2項（規則第22条（規則第31条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の養育状況変更届には、次に掲げる事項を記載するものとする。
なお、その参考例を示せば、別紙第2のとおりである。

(1)・(2) (略)

12～14 (略)

第2 育児休業の承認関係

1 (略)

2 育児休業法第3条第1項ただし書の「当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から勤務時間法第19条に規定する特別休暇のうち出産により職

3条の規定による育児休業及び他の法律の規定による育児休業は含まないものとし、また、職員が複数の子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業（同項各号に掲げる育児休業を除く。以下この項において同じ。）の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第23条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をした」とは、当該子について育児休業法第3条の規定により育児休業（当該子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第7号又は人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第11号に掲げる場合における休暇（以下この項において「産後休暇」という。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該子について

した最初の育児休業を除く。)
をしたことをいい、育児休業法
第27条の規定により準用され
る場合及び他の法律により育児
休業をした場合は含まない。ま
た、職員が双子等複数の3歳に
満たない子を養育している場合
において、そのうちの1人につ
いて育児休業（当該1人の子の
出生の日から57日間に、職員
（当該期間内に産後休暇により
勤務しなかった職員を除く。）
が当該1人の子についてした最
初の育児休業を除く。）の承認
を受けて、当該育児休業の期間
中、その他の子についても養育
した事実が認められるときは、
その他の子についても既に育児
休業をしたものとして取り扱う
ものとする。

(新設)

3 育児休業法第3条第1項第1
号に掲げる育児休業について
は、同条の規定によりその養育
する子の出生の日から57日間
に職員（当該期間内に人事院規
則15—14（職員の勤務時

間、休日及び休暇) 第 22 条第
1 項第 7 号又は人事院規則 15
—15 (非常勤職員の勤務時間
及び休暇) 第 4 条第 1 項第 11
号に掲げる場合における休暇に
より勤務しない職員を除く。以
下この項において同じ。) が当
該子についてする育児休業 (育
児休業法第 3 条第 1 項第 2 号に
掲げる育児休業を除く。) のう
ち最初のもの及び 2 回目のもの
をいい、育児休業法第 27 条に
おいて準用する育児休業法第 3
条の規定による育児休業及び他
の法律の規定による育児休業は
含まない。また、職員が双子等
複数の出生の日から 57 日を経
過しない子を養育している場合
において、そのうちの 1 人につ
いて育児休業法第 3 条第 1 項第
1 号に掲げる育児休業の承認を
受けて、当該育児休業の期間
中、その他の子についても養育
した事実が認められるときは、
その他の子についても同号に掲
げる育児休業をしたものとして

取り扱うものとする。

4～6 (略)

7 規則第3条の3第3号及び第3条の4の「人事院が定める特別の事情」は、規則第4条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

8 規則第3条の3第3号ハの「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とし、同号ハに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 規則第3条の3第3号ハに規定する当該子について、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事

3～5 (略)

(新設)

6 規則第3条の3第3号ロの「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とし、同号ロに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 規則第3条の3第3号ロに規定する当該子について、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事

業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として規則第3条の3
第3号ハに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下の項及び第14の第2項において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する

業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として規則第3条の3
第3号ロに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下の項及び第14の第2項において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する

者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。) を含む。以下の項において同じ。) である配偶者（届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ （略）

(3) 前項に規定する事情に該当した場合

9 前項の規定は、規則第3条の4第3号の「人事院が定める場合」について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

10 規則第5条第1項及び第6条第1項の育児休業承認請求書には、次に掲げる事項を記載す

者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。) を含む。以下の項において同じ。) である配偶者（届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ （略）

(新設)

7 前項の規定は、規則第3条の4第2号の「人事院が定める場合」について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

8 規則第5条第1項（規則第6条において準用する場合を含む。）の育児休業承認請求書に

るものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第2のとおりである。

(1) (略)

(2) 次に掲げる請求のいずれに該当するかの別

ア 育児休業の承認の請求

(イに掲げる請求を除く。)

イ 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認の請求

(既に2回の育児休業（育児休業法第3条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のみに限る。)

ウ 育児休業の期間の最初の延長の請求

エ 育児休業の期間の再度の延長の請求

は、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第3のとおりである。

(1) (略)

(2) 育児休業の承認、その期間の延長、再度の育児休業（育児休業法第3条第1項ただし書に規定する最初の育児休業の次の育児休業を除く。以下同じ。）の承認又はその期間の延長の別

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) (2)イ又はエに掲げる請求をする場合にあっては、当該承認又は当該延長が必要な事情

(4)～(8) (略)

1 1 (略)

1 2 職員が育児休業を円滑に取得できるようにするため、各省各庁の長等（規則第32条第1項に規定する各省各庁の長等をいう。第14において同じ。）は、規則第5条第1項の規定により育児休業の承認を請求するものとされている期限にかかわらず育児休業の承認の請求が円滑に行われるようとするための勤務環境の整備を行い、職員は、業務の円滑な引継ぎ等のためには職員の意向に応じて早めに育児休業の承認を請求するこ^とが効果的であるという意識を持つことが重要であることに留意するものとする。

第8 育児短時間勤務の承認関係

1・2 (略)

3 規則第18条第6号の育児短

(3) 再度の育児休業の承認又はその期間の延長の場合にあつては、当該承認又は当該延長が必要な事情

(4)～(8) (略)

9 (略)

(新設)

第8 育児短時間勤務の承認関係

1・2 (略)

(新設)

時間勤務計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

なお、その参考例を示せば、別紙第3のとおりである。

(1) 職員の所属、官職及び氏名

(2) 育児短時間勤務の承認の請求に係る子の氏名及び生年月

日

(3) 育児短時間勤務をしようとする期間及び再度の育児短時間勤務を請求しようとする期間

4 育児短時間勤務計画書を提出した職員は、その提出後、前項(2)及び(3)に掲げる事項について変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更が生じた事項を届け出るものとする。

5 (略)

6 規則第20条第1項の育児短時間勤務承認請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第4のとおりである。

(1) (略)

(2) 育児短時間勤務の承認、そ

(新設)

3 (略)

4 規則第20条第1項の育児短時間勤務承認請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第4のとおりである。

(1) (略)

(2) 育児短時間勤務の承認、そ

<p>の期間の延長又は再度の育児 短時間勤務の承認の<u>請求の別</u></p> <p>(3) 再度の育児短時間勤務の<u>承 認の請求をする場合にあっては、当該承 認が必要な事情</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>	<p>の期間の延長又は再度の育児 短時間勤務の承認の<u>別</u></p> <p>(3) 再度の育児短時間勤務の<u>承 認の場合にあっては、当該承 認が必要な事情</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>
--	--

(別紙を削る)

別紙第1

育児休業等計画書

(任命権者)	提出年月日	年 月 日	
職 所 属 _____			
官 職 _____			
氏 名 _____			
人事院規則19-10(職員の育児休業等)第4条第5号又は第18条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。			
なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務		
2 請求に係る子			
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生
3 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
再 度 の 請 求 予 定 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
4 備 考			

- (注) ① 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後速やかに)提出するものとする。
② 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
③ 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
④ 変更の届出の場合は、1から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。
⑤ 該当する□には✓印を記入すること。

別紙第1（第1の第9項関係）

養育状況変更届

年　月　日　届出

殿

（承認権者の官職）

所 属 _____
 官 職 _____
 氏 名 _____

育児休業
 次のとおり 育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。
 育児時間

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
 - 同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。
 - その他 ()
- 育児休業等に係る子が死亡した。
- 育児休業等に係る子と離縁した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- その他 ()

発生日

年　月　日

(注) 該当する□には✓印を記入すること。

別紙第2

養育状況変更届

年　月　日　届出

殿

（承認権者の官職）

所 属 _____
 官 職 _____
 氏 名 _____

育児休業
 次のとおり 育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。
 育児時間

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
 - 同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。
 - その他 ()
- 育児休業等に係る子が死亡した。
- 育児休業等に係る子と離縁した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- その他 ()

発生日

年　月　日

(注) 該当する□には✓印を記入すること。

別紙第2（第2の第1項関係）

育児休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日	年月日
		姓	姓
		姓	姓
下記のとおり育児休業の承認を請求します。官職 育児休業の期間の延長 氏名			
1 請求に係る子	氏名		
	続柄等		
	生年月日	年月日生	
<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第3条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 <small>（同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第3条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）</small>			
2 請求の内容			
3 請求期間			
年月日から 年月日まで			
4 既に育児休業をした期間	年月日から 年月日まで		
	年月日から 年月日まで		
	年月日から 年月日まで		
	年月日から 年月日まで		
5 配偶者	氏名		
	育児休業の期間	年月日から	年月日まで
6 備考			

別紙第3

育児休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日	年月日
		姓	姓
		姓	姓
下記のとおり育児休業の承認を請求します。官職 育児休業の期間の延長 氏名			
1 請求に係る子	氏名		
	続柄等		
	生年月日	年月日生	
<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 <small>（再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入）</small>			
2 請求の内容			
3 請求期間			
年月日から 年月日まで			
4 既に育児休業をした期間	年月日から 年月日まで		
	年月日から 年月日まで		
5 配偶者	氏名		
	育児休業の期間	年月日から	年月日まで
6 備考			
※ 任命権者記入欄			
受理年月日	年月日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
決裁年月日	年月日		
決裁欄		官職	氏名

(育児休業承認請求書の裏面)

※ 任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	口承認	口不承認
決裁年月日	年 月 日		
決裁欄		官職	
		氏名	

記入上の注意

- この請求書（人事院規則19-0（職員の育児休業等）（以下「規則」という。）第4条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、規則第3条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をい、「2歳までの子の育児休業」とは、規則第3条の4の規定に該当してする育児休業をい（5において同じ。）。
- 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期門」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 規則第4条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、官職、氏名、「3 請求期門」欄及び「4 既に育児休業をした割合」欄のみを記入すること。
- 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（規則第3条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をい）。1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとするとする場合に記入すること。
- 「6 傷者」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 該当する口には✓印を記入すること。

(育児休業承認請求書の裏面)

記入上の注意

- この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものをお除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、人事院規則19-0（職員の育児休業等）（以下「規則」という。）第3条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をい、「2歳までの子の育児休業」とは、規則第3条の4の規定に該当してする育児休業をい（5において同じ。）。
- 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期門」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、官職、氏名、「3 請求期門」欄及び「4 既に育児休業をした割合」欄のみを記入すること。
- 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（規則第3条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をい）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとするとする場合に記入すること。
- 「6 傷者」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から5・7日前間に、職員（当該期間内に産後介護假（人事院規則15-1-4（職員の勤務時間、休日及び休暇）第2・2条第1項第7号又は人事院規則15-1-5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第1・1号に掲げる場合における休暇をい。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 該当する口には✓印を記入すること。

別紙第3（第8の第3項関係）
育児短時間勤務計画書

(任命権者)		提出年月日	年　月　日
職　　所　属			
官　職			
氏　名			
人事院規則19-10（職員の育児休業等）第18条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。 なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
子　の　氏　名		生年月日	年　月　日生
2 請求者の計画			
請　求　期　間	年　月　日から　年　月　日まで		
再　度　の　請　求　予　定　期　間	年　月　日から　年　月　日まで		
3 備　考			

- (注) ① 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
③ 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
④ 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

(別紙を加える)

別紙第4 (第8の第6項関係)

(略)

別紙第5 (第13の第9項関係)

(略)

別紙第4

(略)

別紙第5

(略)

以 上